



～地震に強いまちは、地震に強い家から～



あなたの家も耐震改修をしませんか？



近江八幡市では、災害に強いまちづくりを目的として、耐震改修による耐震性の向上を促進するために木造住宅所有者に対して耐震改修工事費用への一部を補助しています。

1. 補助対象者

市内に対象建築物を所有する方。

2. 補助対象となる住宅（下記の全てに該当するもの）

- ・耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満（「倒壊する可能性が高い」とされた建物
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ・延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ・階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ・木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太工法の住宅でないもの
- ・国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

3. 補助対象となる工事および工事費等

(1) 木造住宅耐震改修事業費補助金

- ・耐震診断（※1）の結果である上部構造評点等（※2）が0.7以上（「一応倒壊しない」となる耐震改修工事に掛かる費用が50万円を超えるもの
- ・上記のための工事監理費
- ・設備（洗面化粧台、流し台の入替えなど）の改修費用は除かれる

(2) 上記の耐震改修工事が以下に定める要件を満たす工事である場合の割増事業補助金

- ・びわこ材利用耐震改修モデル事業費補助金

びわこ材を利用して行う耐震改修工事

- ・主要道路沿い割増補助金

滋賀県地域防災計画で定める緊急輸送道路、市の地域防災計画または耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路および避難路沿いの木造住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に1.5mを加えたものを超えている住宅の耐震改修工事

- ・高齢者世帯割増補助金

65歳以上の高齢者単身世帯または65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する住宅の耐震改修工事

- ・子育て世帯割増補助金

中学生以下の子を含む世帯が居住する住宅の耐震改修工事

- ・避難経路バリアフリー化改修割増補助金

耐震改修工事と同時に行う、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等の改修工事

・内覧会開催割増補助金

工事中又は工事後の一般向けまたは事業者向け内覧会を開催する耐震改修工事

※1 耐震診断とは・・・(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて、建築士が実施する耐震診断をいう。

※2 上部構造評点等とは・・・上記診断法による上部構造評点、上部構造耐力の評点をいう。

4. 補助金の額

(1) 木造住宅耐震改修事業費補助金の補助額

補助対象工事費の80% (上限115万円)

(2) 木造耐震改修割増事業費補助金の補助額

| 割増項目名 | 補助額 | | | |
|-------------------|--|---|--|----------------------|
| | びわこ材 利用数量 | 0.25 m ³ 超 0.45 m ³ 以下 | 0.45 m ³ 超 0.7 m ³ 以下 | 0.7 m ³ 超 |
| びわこ材利用耐震改修モデル事業割増 | 補助金額 | 5万円 | 10万円 | 20万円 |
| 主要道路沿い割増* | 木造住宅耐震改修事業費補助金を受け、かつ、5万円/戸を限度に加算されます。(補助額が115万円を超える場合のみ) | | | |
| 高齢者世帯割増* | 木造住宅耐震改修事業費補助金を受け、かつ、5万円/戸を限度に加算されます。(補助額が115万円を超える場合のみ) | | | |
| 子育て世帯割増* | 木造住宅耐震改修事業費補助金を受け、かつ、5万円/戸を限度に加算されます。(補助額が115万円を超える場合のみ) | | | |
| 避難経路バリアフリー化改修割増 | 当該割増事業の対象となる経費の23%を限度(100千円/戸を限度)とする。(補助額が80万円を超える場合のみ) | | | |
| 内覧会開催割増 | 当該割増事業の対象となる経費の限度(50千円/戸を限度)とする。(補助額が80万円を超える場合のみ) | | | |

*耐震改修事業費補助金と主要道路沿い割増、高齢者世帯割増、子育て世帯割増の3つの割増補助の合計が補助額の対象経費の80%以内を上限とします。

5. 工事設計・監理、施工者など

滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会を修了した者で、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録された方が行う設計・監理および工事施工でないと補助対象とはなりません。

6. 申請時に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書、実施建築物概要書、事業計画及び収支予算書(市HPよりダウンロード)
- (2) 当該建築物の確認済証の写し(写しが無い場合は、家屋の固定資産評価証明書若しくは登記事項証明書等、当該建築物の建築時期及び延べ面積が判るもの)
- (3) 所有者がわかる書類((2)で確認できる場合は不要)
- (4) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
- (5) 耐震改修工事の計画書(計算書、改修図面、面積等の数量のわかるもの)
- (6) 耐震改修工事費の見積書(耐震補強工事とその他の部分を分けたもので、改修に要する部分の数量がわかるもの)

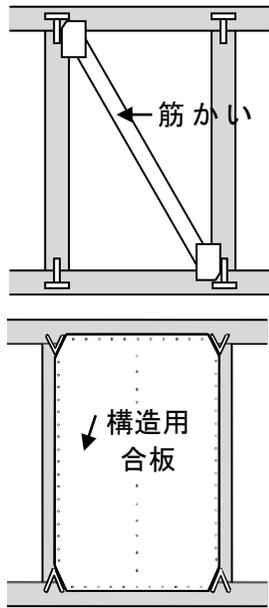
- (7) 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了証等の写し
- (8) 工程表
- (9) 位置図
- (10) びわこ材利用がある場合は、びわこ材産地証明制度のびわこ材販売管理票の写し
- (11) 高齢者世帯割増及び子育て世帯割増の補助対象となる場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書
- (12) 避難経路バリアフリー化改修割増の補助対象となる場合は、バリアフリー化改修工事の計画書（改修図面等）、バリアフリー化改修工事の見積書（バリアフリー化改修工事費とその他の部分を分けたもの）
- (13) 内覧会開催割増補助対象となる場合は、耐震改修内覧会実施計画書、内覧会の開催にかかる費用の見積書

7. 税控除について

耐震改修の補助金は、耐震改修後の上部構造評点が 0.7 以上となるものが対象ですが、税控除の対象となる改修は 1.0 以上ですのでご注意ください。

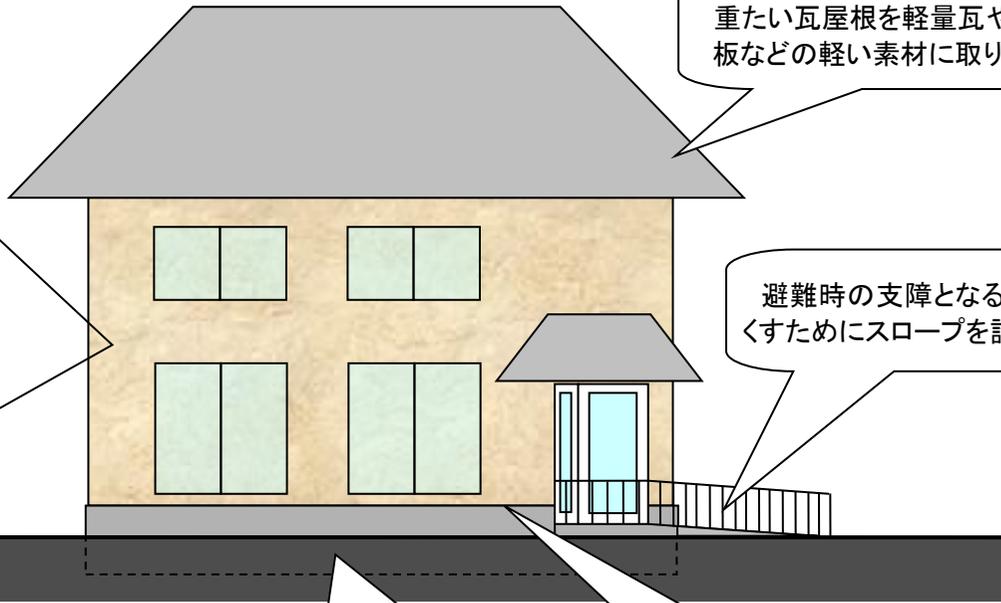
耐震改修・バリアフリー工事の参考例

地震時の横揺れに強くするために、壁に筋交いや構造用合板を取り付ける

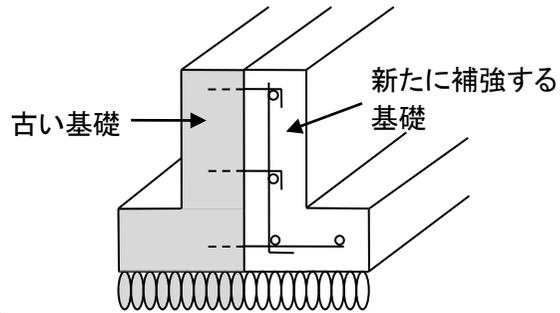


重たい瓦屋根を軽量瓦や金属鋼板などの軽い素材に取り替える

避難時の支障となる段差を無くすためにスロープを設置する



鉄筋の入っていない基礎等に新たに鉄筋の入ったコンクリート基礎で補強する



柱や土台の腐食した部材を部分的に取り替える

